

■ 日野市立学童クラブにおける障害のある児童の受入れ学年の拡大について

令和5年度の学童クラブ入所に向け、障害のある児童の受入れ学年の拡大について以下のとおり実施する予定であります。

(1) 受入れ学年拡大に関する検討の経過

- ・学童クラブの根拠法令である、児童福祉法が平成24年に改正。学童クラブの対象年齢を、「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童としています(平成27年4月施行)。
- ・日野市では児童館条例第8条第2項及び、同条例付則第4項において、当分の間、小学校の第1学年から第3学年までに在籍する児童及び心身に障害を有し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の第4学年に在籍する児童を対象としています。
- ・以上の経過より、令和2年度に「日野市立学童クラブ受入れ学年の拡大に関する検討会」を設置、開催いたしました。
- ・検討の結果、必要に応じて障害のある児童の受入れ学年を、小学校6年生まで拡大する方針を決定いたしました。

(2) 検討結果を踏まえた障害のある児童の受入れ学年の拡大について

- ・検討結果を踏まえ、日野市立学童クラブの障害のある児童の受入れ学年について以下のとおり予定しております。

	旧(令和4年度入所)	新(令和5年度入所以降)
対象学年	小学校1年生から4年生まで	小学校1年生から6年生まで
入所要件 ※①～③いずれか	①身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童 ②都立特別支援学校に在籍する児童 ③固定学級に在籍する児童(普通学級に籍を置き、通級指導学級・特別支援教室に通う児童は含まない)	変更なし

- ・また、令和5年度の受入れ学年の拡大に向けて以下の点を実施・検討してまいります。

- ① 入会児童の保護者や関係機関への理解を図る
- ② 高学年の受け入れにあたって学童クラブ支援員への研修の実施(全体研修・個別研修)
- ③ 施設環境の改善や育成の工夫
- ④ 保護者の意見を聞くことができる機会をつくる

・今後のスケジュールについて

- ① 市議会において条例等の改正を実施(予定)
- ② 条例等改正後、保護者や関係機関へ周知【周知方法:入所案内・広報・ホームページ等】
- ③ 令和5年度学童クラブ入所受付を開始(秋頃を予定)